

令和3年度介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算について

指導監査課

令和3年度の介護報酬改定において、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算について見直された点についてお知らせします。

(1) 職場環境等要件の見直し

介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の算定要件の1つである職場環境等要件について、介護事業者による職場環境改善の取組をより実効性が高いものとする観点から、以下の見直しが行われました。

① 職場環境等要件に定める取組について、職員の離職防止・定着促進を図る観点から、以下の取組がより促進されるような内容へと見直されました。

- ・職員の新規採用や定着促進に資する取組
- ・職員のキャリアアップに資する取組
- ・両立支援・多様な働き方の推進に資する取組
- ・腰痛を含む業務に関する心身の不調に対応する取組
- ・生産性の向上につながる取組
- ・仕事へのやりがい・働きがいの醸成や職場のコミュニケーションの円滑化等、職員の勤務継続に資する取組

※取組の具体的な内容については、計画書等を御確認ください。

※処遇改善加算においては、全体で1以上の取組を行うことが必要です。

※特定処遇改善加算においては、6つの区分ごとに1以上の取組を行うこと(ただし、令和3年度においては6つの区分から3つの区分を選択し、選択した区分でそれぞれ1以上の取組を行うこと)が必要です。

② 職場環境等要件に基づく取組の実施について、その実施期間が「平成20年10月から届出を要する日の属する月の前月まで」から「当該年度の期間中」に見直されました。

(2) 配分ルールの見直し(特定処遇改善加算)

介護職員等特定処遇改善加算について、リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準の実現を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を行うとの趣旨は維持した上で、小規模事業者を含め事業者がより活用しやすい仕組みとする観点から、以下の見直しが行われました。

① 平均賃金改善額の配分ルールについて、「経験・技能のある介護職員(A)」は「その他の介護職員(B)」の「2倍以上とすること」から「より高くすること」へと見直されました。

ただし、「その他の職種(C)」は「その他の介護職員(B)」の「2分の1を上回らないこと」とするルールは変わりません。

A : B : C = 2以上 : 1 : 0.5以下 ⇒ A : B : C = 1を超える : 1 : 0.5以下

(3) その他

- ① 「介護福祉士の配置等要件」(特定処遇改善加算)の内容が報酬改定により変更になりました。

サービス区分	算定対象加算
訪問介護	特定事業所加算 (I) または (II)
(介護予防) 訪問入浴介護	サービス提供体制強化加算 (I) または (II)
通所介護 地域密着型通所介護	サービス提供体制強化加算 (I) または (II)
(介護予防) 通所リハビリテーション	サービス提供体制強化加算 (I) または (II)
(介護予防) 短期入所生活介護	サービス提供体制強化加算 (I) もしくは (II) または本体施設が特定処遇改善加算 (I) 届出
(介護予防) 短期入所療養介護	サービス提供体制強化加算 (I) もしくは (II) または本体施設が特定処遇改善加算 (I) 届出
(介護予防) 特定施設入居者生活介護	サービス提供体制強化加算 (I) もしくは (II) または入居継続支援加算 (I) もしくは (II)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	サービス提供体制強化加算 (I) または (II)
夜間対応型訪問介護	サービス提供体制強化加算 (I) または (II)
(介護予防) 認知症対応型通所介護	サービス提供体制強化加算 (I) または (II)
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	サービス提供体制強化加算 (I) または (II)
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	サービス提供体制強化加算 (I) または (II)
介護福祉施設サービス 地域密着型介護老人福祉施設	サービス提供体制強化加算 (I) もしくは (II) または日常生活継続支援加算 (I) もしくは (II)
介護保健施設サービス	サービス提供体制強化加算 (I) または (II)
介護療養施設サービス (病院等 (老健以外))	サービス提供体制強化加算 (I) または (II)
介護医療院サービス	サービス提供体制強化加算 (I) または (II)

- ② 「見える化要件」について、令和3年度は算定要件とはされません。
- ③ 実績報告書における報告内容に「職場環境等要件に基づいて実施した取組」が追加されました。